

## 性的マイノリティについて

<国の方針等> 労働施策基本方針（H30年12月閣議決定）

多様性を受け入れる職場環境の整備を進めるため、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進する。

<道の方針等> 北海道人権施策推進基本方針（R3年7月改定）

地域社会や職場における、性的マイノリティや性の多様性に対する正しい理解が深まるよう、様々な手法を活用した人権教育・啓発に努めるとともに、企業や支援団体等と連携し、当事者が暮らしやすい環境づくりに向けた取組を促進します。

<関係法令> LGBTQ理解増進法（R5年6月施行）

○地方公共団体の役割

- ・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他必要な施策（10条1項）

○事業主等の役割

- ・労働者の理解の増進に自ら努める（6条）
- ・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）



<次期計画における対応方向>

法の遵守や地方公共団体や事業主等の役割に係る法の趣旨を踏まえ、

「公正な採用」（基本的人権の尊重、適正・能力に基づく基準）

「女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティといった多様な方々を受け入れる職場環境の整備」

を記載。